

**「明石市議会の個人情報の保護に関する条例」骨子（案）への  
意見公募の結果について**

2023年1月16日から2023年2月14日までおこなった意見公募の結果について、以下のとおりお知らせします。

**1 募集結果**

1名の方から8件のご意見をいただきました。

**2 意見の概要及び議会の考え方**

いただいたご意見に対する議会の考え方は以下のとおりです。

※ご意見は趣旨を損なわないよう要約しています。

NO.	意見の概要	議会の考え方
1	議会局と議長との関係を明示してほしい。	議会局と議長との関係は地方自治法第138条に規定されています。そのため条例に規定する予定はしていません。
2	議長が議会局の個人情報に接することはないと理解してよいか。	議長は、議会の事務統理権を有しているため（地方自治法第104条）、議会局が保有する全ての個人情報に触れる立場にあります。
3	用語の定義について、より多くの専門用語を定義してほしい。 市の明石市行政不服審査会や明石市個人情報保護審議会なども定義してほしい。	条例は、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受ける市と、同法の適用外となる議会とで個人情報の取扱いに差異が生じることを避けるため制定するものです。そのため、基本的には用語の定義についても、同法と同様に規定します。
4	第6章罰則に、「職員」と「職員等」と記載があるが、違いを明示してほしい。	骨子案では「職員等」とまとめて記載していましたが、条例では、「職員若しくは職員であった者」、「委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者」など、具体的に規定します。

5	罰則規定の基準は何に基づいているのか。	<p>「個人情報の保護に関する法律」との整合性を図るため、基本的には同法と同様の罰則としています。</p> <p>なお、この罰則規定については、地方検察庁との協議も経たうえで定めています。</p>
6	原告は誰になるか。市役所内の懲戒処分との関係はどうか。	<p>原告は議会を代表する議長となります。</p> <p>職員の懲戒処分については、市の設置する審査会において別途決定することとなります。</p>
7	議長の責務を明示すべき。議会との関係は。	<p>議会が保有する個人情報については、適正な取扱いを確保するため、議長だけに限らず、機関としての議会に義務を課し、様々な措置を講ずる必要があることから、議会の責務として規定しています。</p>
8	開示の際の費用負担について、実費請求の理由は。他市も同様なのか。	<p>「個人情報の保護に関する法律」においては、開示請求者は実費の範囲内において手数料を納めなければならないと規定されており、これに基づき、条例では手数料は無料とする一方、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することとしています。</p> <p>市の個人情報の開示請求及び情報公開請求においても、費用負担について同様に定めています。</p> <p>なお、費用負担の方法については、各自治体ごとに定めることとなります。開示する文書1件あたりの手数料を定めている自治体もあれば、本市と同様に無料とする自治体もあります。</p>